

公益財団法人人権教育啓発推進センター就業体験実習実施要綱

平成30年1月12日
理事長決定

(趣旨)

第1条 本要綱は、大学、大学院（以下「大学等」という）に在籍する学生を対象として、本法人において就業体験実習（インターンシップ、以下「実習」という。）を行う場合における実施方法、資格要件、服務、その他必要事項を定めるものである。

(実習の目的)

第2条 本実習は、大学等の学生を本法人において実習を行わせることにより、学生（以下「実習生」という。）の職業意識を高めるとともに、本法人の業務について理解を深めることを目的とする。

(実習生の応募資格)

第3条 実習生は、原則として大学等の学生であり、意欲、成績、人物素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であると判断された者とする。

(実習期間)

第4条 実習期間は、原則、毎年度4月から翌年3月までの間の一定期間とし、具体的日程については、実習生と協議の上、決定する。

(実習時間)

第5条 実習時間は、原則として、月曜日から金曜日までの9時00分から17時00分までとする。

2 担当業務により本法人が必要と認める場合には、あらかじめ実習生の同意を得て、土日祝日又は第1項で定める時間外においても実習を実施することができるものとする。

(実習場所)

第6条 実習場所は、原則として、本法人所在地とする。

2 担当業務により、第1項の規定にかかわらず、本法人が指定する場所で実習させることができる。

(実習生の受入れ)

第7条 実習生の受入れは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実習生の受入れは、随時募集とし、本法人の業務量に応じ、決定する。
- (2) 募集は本法人ホームページ等を通じて行う。
- (3) 実習希望者は、本法人に様式1で定める申請書、履歴書、志望理由及び推薦書各1通を提出する。
- (4) 本法人は、受入れる実習生を選考、決定し、実習希望者に様式2により通知する。
- (5) 実習生の受入れにあたっては、実習生と本法人との間で、実習期間中における遵守事項等を記載した様式3で定める覚書を締結する。
- (6) 実習生は実習開始前に服務規律の遵守に関し、様式4で定める誓約書を提出する。

(実習に係る費用)

第8条 本法人は、実習生に対し、交通費等として、1日あたり3,000円を支給する。

2 担当業務により、別途費用が発生する場合は、本法人の負担とする。

(服務等の取扱い)

第9条 実習生の服務等の取り扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施期間中、実習生は本法人の職員としての身分は保有しないが、本法人の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

(2) 上記(1)に該当する場合の他、実習生が本要綱に従わない場合その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができるものとする。

(3) 実習の欠勤は、原則、病気等正当な事由がある場合を除きはこれを認めない。

(4) 実習生は、上記(3)により実習を欠勤する場合は、事前に本法人に理由を付して申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前に申し出ができない場合には、事後、速やかに本法人に連絡することとする。

(秘密の遵守)

第10条 実習生は実習中に知り得た本法人及び本法人の事業等に関する個人及び団体の秘密を第三者に実習中及び実習終了後においても漏らしてはならない。

2 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に本法人の承認を得なければならない。

(災害補償)

第11条 本法人は、実習中の事故等により実習生が傷害を負った場合又は実習生が関係者に損害を与えた場合等に備え、実習生をインターンシップ等の賠償責任保険もしくはそれに類する保険に加入させることとする。この場合の費用は、本法人が負担する。

(その他)

第12条 実習の実施について、疑義が生じた事項については、実習生と本法人が協議した上、決定する。

附則

本実施要領は、平成25年11月1日から施行する。

附則

本実施要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

本実施要綱は、平成30年1月12日から施行する。